中北地域防災アクションプラン 【改訂版】

令和4年6月

中北地域防災連絡会議

目 次

第1章	中北地域防災アクションプランについて	1
第2章	基本的事項	2
	基本目標	
(2)	位置付け	2
(3)	計画期間	2
(4)	推進体制	3
(5)	進捗管理	3
第3章	中北地域防災アクションプランの体系	4
I	特に回避すべき最悪の事態に係る推進計画	8
П	その他の最悪の事態に係る推進計画 1	5
別冊	実施機関一覧	

第1章 中北地域防災アクションプランについて

近年、東日本大震災をはじめ、震度7を2度観測した熊本地震や西日本等で大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨など、かつて経験したことがないような大規模災害が日本各地で頻発しています。

山梨県においても、平成26年の豪雪や令和元年東日本台風などにより大きな被害を経験しており、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震、富士山火山噴火、豪雨・豪雪等の大規模災害に対する備えが課題となっています。

このような状況の中、山梨県では、平成27年に「山梨県強靭化計画」及び同計画を着実に推進するための施策等を明らかにした「山梨県強靭化アクションプラン」(以下「山梨県強靭化計画等」という。)を策定し、大規模災害に備えた県土の強靭化を推進しています。

また、中北地域においても、平成18年に中北地域防災連絡会議を発足して以降、地域防災力の強化を図るため、「中北地域防災アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)」を策定し、県、市町村、関係機関等が一体となった「自助」・「共助」・「公助」それぞれの防災対策の推進・支援を強化しているところです。

今般、アクションプランの計画期間が終了したこと及び山梨県強靱化計画等の見直しが 行われたことから、次の方針によりアクションプランを改定し、災害発生時に被害を最小 限に留められるように、地域防災体制のより一層の充実・強化を図ることとします。

■ 改定方針

- ① 改定された山梨県強靱化計画等の防災に関わる施策を抽出し、地震や豪雨・豪雪といったリスク (大規模自然災害) ごとに整理します。
- ② これまでの地域防災アクションプランの取組結果等を踏まえ、より地域の実情に応じた施策に見直します。
- ③ 「市町村地域防災計画」及び「市町村強靱化計画」と連携した施策とします。
- ④ 構成機関が取り組みやすい構成、評価方法等に見直します。
- ⑤ 山梨県強靱化計画等の新項目等を反映し、近年の防災情勢の変化に対応した内容にします。

第2章 基本的事項

(1) 基本目標

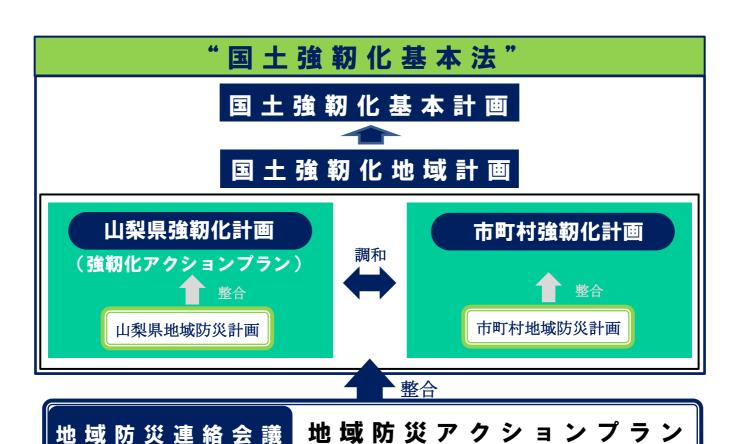
アクションプランを推進する上での基本目標を次のとおり設定します。

いかなる自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- ④ 迅速な復旧復興がなされること。

(2) 位置付け

アクションプランは、防災に関し、県、市町村、関係機関等から構成される地域防災連絡会議が取り組むべき行動を整理・体系化し、地域における防災対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市町村の防災に係る計画の推進を支援するとともに地域防災体制の充実及び具体化を図ることを目的に策定するものです。



(3) 計画期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、計画期間内においても必要に応じ見直しを行うこととします。

(4) 推進体制

地域防災連絡会議を構成する県、市町村、関係機関等、それぞれが実施主体となり、 アクションプランの施策を踏まえて取り組む内容を検討し、必要に応じて他の構成機関 と連携・協力して取組を実施します。

計画の推進に当たっては、各実施主体の施策の円滑な実施体制を確保するため、地域防災連絡会議が必要に応じて連絡、調整、協力支援、取組状況の把握等を行い、構成機関の共通の理解のもと、防災対策の一体的な取組を推進し、地域防災力の強化を図っていきます。

(構成機関)

<地方行政機関>

甲府河川国道事務所、甲府地方気象台

<自衛隊>

陸上自衛隊第1特科隊

<公共機関>

日本郵便(株)甲府中央郵便局、日本郵便(株)韮崎郵便局 東日本旅客鉄道(株)八王子支社甲府地区センター、東日本電信電話(株)山梨支店 東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、東京ガス山梨(株)

<地方公共機関>

(一社)山梨県LPガス協会(峡北地区)

<消防本部>

甲府地区広域行政事務組合消防本部、峡北広域行政事務組合消防本部 南アルプス市消防本部

<市町>

甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町

<高齢者団体>

(一社)山梨県老人クラブ連合会

<地域メディア>

(株)日本ネットワークサービス、(株)ピー・エス・ワイ(八ヶ岳ジャーナル等)

<防災関係NPO>

NPO法人 災害・防災ボランティア未来会、NPO法人 減災ネットやまなし <警察署>

甲府警察署、南甲府警察署、南アルプス警察署、甲斐警察署、北杜警察署

<山梨県>

中北保健福祉事務所、中北林務環境事務所、中北農務事務所、中北建設事務所中北建設事務所峡北支所、中北教育事務所、中北地域県民センター

(5) 進捗管理

アクションプランの推進に当たっては、計画期間としている令和2年度から令和6年度までの各年度、重点項目の設定等により施策の取組状況等を確認し、その結果を地域防災連絡会議に報告し、アクションプランの推進状況の検証と進捗管理を行います。

第3章 中北地域防災アクションプランの体系

アクションプランは、山梨県強靱化計画等を踏まえ、特に回避すべき 1 5 の「最悪の事態」に係る対策をリスク(大規模自然災害)ごとに整理した推進計画及びその他の最悪の事態に係る推進計画で構成されています。

施策ごとの実施主体については、別冊実施機関一覧のとおりです。

事態	想定リスク	対策名・推進計画	施策
I 特に回避すべき最悪の事態に係る推進計		(1) 耐震化等の対策	2 5
	1 地震	(2) 土砂災害等による陸の孤島化対策	2 1
	2 富士山火山噴火	(1) 富士山火山噴火対策	3
		(1) 水害対策	1 7
ا ا ب	3 豪雨・豪雪	(2) 土砂災害等による陸の孤島化対策	2 2
き最		(1)情報収集・発信体制の強化	8
悪の重	4 すべての災害に関連する事項	(2) 救助・救急活動体制、医療・救護活動 体制の充実強化 (3) 行政機関の維持	1 3
態			1 2
(係)		(4) エネルギー供給体制の強化	4
が推		(5) 地域交通ネットワークの維持	9
進計		(6) 防災教育・普及啓発の推進	1 0
画		(7)人材育成の推進	5
	1 大規模災害等に伴う多数の死傷者 の発生	災害対応力の強化 ほか	6
Ⅱ その他の最悪の事態に係る推進計画	2 想定を超える大量かつ長期の観光 客を含む帰宅困難者への水・食糧、休 憩場所等の供給不足	帰宅困難者対策等の推進	2
	3 被災地における疫病・感染症等の 大規模発生	災害時保健医療体制の整備	6
	4 劣悪な避難生活環境、不十分な健 康管理による多数の被災者の健康状 態の悪化・死者の発生	地域防災力の強化 ほか	1 4
	5 電力供給停止等による情報通信の 麻痺・長期停止 テレビ・ラジオ放送の中断等によ り災害情報が必要な者に伝達できな い事態	発災後のインフラ復旧対策の推進	1
	6 サプライチェーンの寸断等による 企業の生産力低下による経営の悪化 や倒産	中小企業に対する災害時支援制度の充実等	1
	7 エネルギー供給の停止による、社 会経済活動・サプライチェーンの維 持への甚大な影響	発災後のインフラ復旧対策の推進	1
	8 長期にわたる上水道等の供給停止 や汚水処理施設の機能停止	災害時応急対策の推進 ほか	4
	9防災インフラの長期にわたる機能不全	防災体制の充実・強化 ほか	5
	10 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	建築物等の耐震対策の推進 ほか	4

11 ため池、防災インフラ 等の損壊・機能不全や堆積 火山噴出物の流出による 者の発生	した土砂・ 農地の保全等による災害対策の推進 ほか 4
12 有害物質の大規模拡	牧・流出 原子力災害対策の推進 1
13 大量に発生する災害 理の停滞により復旧・復 遅れる事態	
14 復旧・復興を担う人 家、コーディネーター、党 に精通した技術者等)のオ ミュニティの崩壊等によ 興が大幅に遅れる事態	働者、地域 地域防災力の強化 ほか 10
15 貴重な文化財や環境 失、地域コミュニティの る有形・無形の文化財の	崩壊等によ 建築物の耐震対策の推進 1
合 計	210 (うち再掲) 98 (実 数)112

[※] 一部施策は想定リスク間で重複しているため、再掲の場合は「*」を記載。

(参考) 起きてはならない最悪の事態

※山梨県アクションプラン2020より引用

(参 考) 起さしはな	りない取悉の争略 ※山架県ナクションノフン2020より5月
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(33 事態)
	うち特に回避すべき最悪の事態(15 事態):網掛け
1 直接死を最大限防ぐ	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒による。
	壊による多数の死傷者の発生
	・地震による建物被害の多くは地震動そのものに伴うものであるが、甲府盆地南部等
	では液状化による建物被害も発生する可能性がある。
	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷
	者の発生
	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	・本県は周囲を急峻な山地に囲まれ、河川が急勾配で流速が早いため、地震や豪雨による洪水により、堤防の決壊や越水による浸水被害が発生する可能性がある。・甲府盆地の人口密集地等で、大規模な洪水が発生した場合には、市町村を越えた広場的な避難を要する事態となる。
	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
	・突発的噴火が起きた場合には、火口周辺で噴石、火砕流等に対し一時避難所が確保できない多数の死傷者が発生する事態となる。
	・一度に多くの火口や長い割れ目火口が出現し、溶岩流が流下した場合には、富士山居 辺市町村の数万人の住民が避難を要する事態となる。
	・富士山火山噴火によって火山灰や火砕流堆積物が、降雨時に土石流や泥流となって
	流出し、多数の死傷者が発生する可能性がある。
	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
	・豪雨が地震前にあった場合や地震と重なった場合には斜面崩壊が発生しやすく、地震後に豪雨となった場合には地盤の緩みにより崩壊が発生しやすく、被害が拡大する可能性がある。
	・富士山周辺市町村では、雪代を想定する必要がある。
	・県内には、集落背後に急峻な山地が存在する土砂災害警戒区域が約7,000 箇所、山
	地災害危険地区が約3,500箇所存在する。
	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
が迅速に行われるとと もに、被災者等の健康・	・本県は周囲を急峻な山地に囲まれ、県土の約8割が山地であるため、山間部における道路の寸断・途絶が懸念される。
避難生活環境を確実に	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
確保する	・県内は山間地が多く、地震による斜面崩壊等により道路が通行不能となり、交通機能
	支障が長期化する可能性がある。 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関
	係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又に
	大幅な低下
	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所
	等の供給不足(2-5の滞留者を除く)
	・平成30年の観光入込客数は3,769万人余で、1日平均・10万人余の観光客が本県に滞在
	富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がか
	かり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難
	場所が確保できない事態
	・富士山には、シーズン中(平成30年7月~8月)に1日最大約4,900人の登山者、
	また、五合目には1日平均約2万3千人の観光客が訪れている。
	・富士山五合目には、水道がなく水・食料等の物資はすべて麓から運搬しているため 備蓄は極めて少ない。
	・夏でも夜間の最低気温が 10 度程度まで下がるため、また、山頂では 0 度を下回るこ
	ともあるため、体調の維持ができない人の発生も想定される。
	・富士山火山噴火の溶岩流により被災区域の生活や産業が壊滅し交通途絶などにとせ
	ない、住民に加え、国内外からの観光客等を含めた超広域的避難が必要となる可能

		性がある。また、県外国外からの観光客を帰省、帰国させるための超広域的な避難オ
		ペレーションの実施が必要となる。
		被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や
J	を確保する	深刻な交通渋滞の多発
		交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわ
		たる機能不全
4	必要不可欠な情報通信	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	機能・情報サービスを 確保する	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避 難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
	陥らせない	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚 大な影響
		基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道)の機能停
		止又は県外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響
		食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供 給関連施設、交通ネッ	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガ
	トワーク等の被害を最	スサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
	小限にとどめるととも に、早期に復旧させる	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
	に、十別に仮旧でせる	地域交通ネットワークの分断
		防災インフラの長期にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させな	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通 麻痺
	\' \	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴 出物の流出による多数の死傷者の発生
		・県内全域に農業用ため池が 124 箇所、多目的ダム〈6 箇所〉などが存在する。
		有害物質の大規模拡散・流出
		農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事
	従前より強靭な姿で復	能 佐田 佐田 和 5 L H M (古田ウ - で ・) 2 M A M B M M M M M M M M M M M M M M M M
	興できる条件を整備す る	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無 形の文化財の衰退・損失
*	7617167EL 7 1716 1 C G I	感染症の大規模発生
	会を構築する	
ш		

I 特に回避すべき最悪の事態に係る推進計画

1 地震

(1) 耐震化等の対策

- 建築物の地震に対する安全性向上のため庁舎、学校等の公的施設、大規模建築物、避難路沿道建築物、 住宅等の耐震対策の促進を図るとともに、インフラ等の長寿命化・耐震化、電線類地中化、土地区画整理 事業の実施等を通して災害に強い地域づくりを推進する。
- 市町が災害に強いまちづくりを目的とした「防災まちづくり」を推進する。
- 住民参加型の防災訓練等の各種訓練を通して住民の防災意識や災害対応力の向上を図る。
- 避難者や自主防災組織等が避難所の自主運営を行えるよう、避難所運営体制の整備を促進する。
- 民間企業、県・市町関係機関、NPO法人、各種団体等と協定の締結及び連携の強化等により防災体制 の強化を図る。
- 要配慮者の避難受け入れ体制の整備等を促進するとともに、障害者等に対する情報支援体制の構築を図る。

①建築物等の耐震対策の推進

- 1 公立小中学校の校舎等の耐震対策の推進及び適正な維持管理等
- 2 木造住宅等及び避難路確保のための建築物等の耐震化の促進
- 3 保育所等の耐震化の促進
- 4 病院の耐震化の推進・促進
- 5 有形文化財 (建造物) の耐震対策の推進

②庁舎等の耐震化

6 庁舎等の耐震化の推進及び耐震化が完了した庁舎等の適正な維持管理等

③災害に強いまちづくりの推進

- 7 都市公園の防災活動拠点機能の強化
- 8 災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施
- 9 市町村の防災まちづくりの推進
- 10 電線類地中化の推進
- 11 空き家対策の推進

④インフラ等の長寿命化、耐震化

- 12 都市公園施設の長寿命化の推進
- 13 公営住宅の長寿命化の推進
- 14 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- 15 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

⑤地域防災力の強化

- 16 住民参加型の防災訓練の実施
- 17 避難所運営マニュアルの作成及び運用(避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施を含む。)

⑥防災体制の充実・強化

- 18 災害時に備えたNPO法人や民間企業等との協働や協定締結の推進
- 19 大規模災害発生時の初動体制(非常参集体制)の確立及び初動対応(非常参集)訓練の実施

⑦災害応急対策の推進

20 災害時における応急仮設住宅建設、民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進及び公営住宅や職員宿舎の空室の情報提供

⑧要配慮者等の支援体制の充実

21 要配慮者等の避難場所としての高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討(協定の締結等)

- 22 災害時の介護支援者の確保推進
- 23 障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築
- 24 障害者に対する情報支援体制の構築
- 25 要配慮者支援マニュアル等の作成及び運用

(2) 土砂災害等による陸の孤島化対策

- 土砂災害から住民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに、公益的機能が発揮される農地の保全対策等を推進する。
- 災害発生時の緊急物資や燃料、医薬品の確保・供給体制の整備を推進するとともに、災害装備・備蓄資機材や避難所等の食料・防災資機材の確保対策等を実施する。
- 避難路・輸送路となる道路網の整備、インフラ等の長寿命化、耐震化により災害に強い交通網等の整備 を図る。

①土砂災害対策の推進

- 26 治山事業による土砂災害対策の着実な推進及び老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化
- 27 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進、砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

②農地の保全等による災害対策の推進

28 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等(老朽化した農業用ため池、用排水施設等)の整備

③緊急物資・燃料の確保

- 29 災害時における燃料確保の推進
- 30 緊急物資の確保・供給体制の整備(調達・配送の協定の締結、救援物資の受け入れや 避難所への輸送方法等の検討)

④道の駅等への防災施設の整備

31 道の駅等の防災機能の確保

⑤災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

- 32 大規模地震・富士山火山噴火などの発生時に避難路・輸送路となる道路網(幹線道路、 生活道路、都市計画道路、高速道路、農道、林道等)の整備の推進・促進
- 33 道路防災危険箇所等の解消

⑥インフラ等の長寿命化、耐震化

- 34 水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進
- 35 下水道施設の長寿命化・耐震化の推進
- *14 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- *15 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

⑦発災後のインフラ復旧対策の推進

36 発災後のインフラ復旧体制の整備(関係機関との連携体制の構築、防災訓練の実施等)

⑧防災体制の充実・強化

*19 大規模災害発生時の初動体制(非常参集体制)の確立及び初動対応(非常参集)訓練の実施

9災害時応急対策の推進

- 37 災害時における応急対策業務の協力体制の推進(関係機関等との協定締結や訓練等の 実施)
- 38 道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

⑩地域防災力の強化

- 39 災害装備・備蓄資機材の確保
- 40 耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備

⑪福祉避難所等の運営体制の充実等

41 避難所への公的備蓄の保管

四社会福祉施設の防災資機材等の整備

42 高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進

⑬災害時保健医療体制の整備

43 医薬品等の備蓄・供給体制の整備

2 富士山火山噴火

(1) 富士山火山噴火対策

○ 富士山火山噴火を想定した広域避難計画に基づく受入体制の整備や訓練の実施を推進する。

①住民等の避難対策

44 富士山火山広域避難計画に基づく受入体制の整備及び訓練の実施

*32 大規模地震・富士山火山噴火などの発生時に避難路・輸送路となる道路網(幹線道路、生活道路、都市計画道路、高速道路、農道、林道等)の整備の推進・促進

②観光客・登山者等の避難対策

45 外国人住民・旅行者に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

3 豪雨・豪雪

(1) 水宝划第

- 住民の生命・財産を守るための河川整備及び河川管理施設等の長寿命化を図るとともに、水防訓練等を 実施する。
- 住民参加型の防災訓練等の各種訓練を通して住民の防災意識や災害対応力の向上を図る。
- 避難者や自主防災組織等が避難所の自主運営を行えるよう、避難所運営体制の整備を促進する。
- 民間企業、県・市町関係機関、NPO法人、各種団体等と協定の締結及び連携の強化等により防災体制 の強化を図る。
- 要配慮者の避難受け入れ体制の整備等を促進するとともに、障害者等に対する情報支援体制の構築を図る。

①地域防災力の強化

46 水害の広域避難体制の構築及び訓練の実施

②洪水被害等を防止する治水対策の推進

47 洪水被害を防止する河川整備、河川管理施設及びダムの長寿命化の推進、雨水貯留浸 透施設の整備の推進

③水防対策の推進

- 48 ハザードマップ等の周知による危険情報の提供(洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ等)
- 49 水防訓練の実施
- 50 水防用資材の備蓄の推進
- 51 河川情報システム及び土砂災害等情報システムの運用・活用

④農地の保全等による災害対策の推進

*28 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等(老朽化した農業用ため池、用排水施設等)の 整備

*1地震(1)耐震化等の対策⑤~®

(2) 土砂災害等による陸の孤島化対策

- 土砂災害から住民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに、公益的機能が発揮される農地の保全対策等を推進する。
- 災害発生時の緊急物資や燃料、医薬品の確保・供給体制の整備を推進するとともに、災害装備・備蓄資機材や避難所等の食料・防災資機材の確保対策等を実施する。
- 避難路・輸送路となる道路網の整備、インフラ等の長寿命化、耐震化により災害に強い交通網等の整備 を図る。
- 豪雪に対し、除排雪体制の確立や雪に関する情報の共有・発信の強化など、関係機関との連携により安全な道路交通の確保を図る。

*1地震(2) 土砂災害による陸の孤島化対策①~⑩ に次の施策を追加

52 除排雪体制の確立や雪に関する情報の共有・発信の強化

4 すべての災害に関連する事項

(1)情報収集・発信体制の強化

- 公衆無線LAN環境、Free Wi-Fi スポットの整備促進等により通信機能の強化を図る。
- 住民への正確・迅速な情報提供体制や、被災情報の迅速な収集・共有のための被害情報収集体制の強化を図る。
- 様々な事態を想定した訓練等を実施する。

①通信機能の強化

- 53 公衆無線LAN環境、Free Wi-Fi スポットの整備促進
- 54 被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備及び消防救急デジタル 無線の広域化・共同化の推進

②防災・災害情報提供体制の整備

55 住民に対する情報提供

*45 外国人住民・旅行者に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

③被害情報の収集体制の確立

- 56 総合防災情報システム等を活用した被害情報の収集
- 57 テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立

④災害対応力の強化

58 公用車両の災害対応機能の強化

⑤地域防災力の強化

59 様々な事態を想定した図上訓練等の実施

(2) 救助・救急活動体制、医療・救護活動体制の充実強化

- 消防・救急・救助体制の強化、医療・救護活動体制の充実強化を図る。
- ヘリポートの確保・整備、災害装備資機材の整備、医療施設のライフライン確保体制の整備、災害時保 健医療体制の整備等を実施する。

①消防・救急・救助体制の強化

- 60 救急搬送体制の充実強化
- 61 消防職員・消防団員の育成及び救急救命士の養成・確保の推進

②災害時医療救護体制の充実

- 62 DMAT (災害派遣医療チーム) 及び DPAT (災害派遣精神医療チーム) との連携、受入体制の整備
- 63 広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施

③防災体制の充実・強化

- 64 他自治体との連携推進
- *39 災害装備・備蓄資機材の確保
- ④地域防災力の強化
 - 65 消防防災ヘリポート・ドクターヘリの離着陸場の確保・整備
- ⑤災害に強いまちづくりの推進
 - *7 都市公園の防災活動拠点機能の強化
- ⑥福祉避難所等の運営体制の充実
 - 66 避難行動要支援者(要配慮者)対策訓練(避難誘導、福祉避難所の開設等)の実施
- ⑦災害時応急対策の推進
 - 67 災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進(関係団体等との協定締結、訓練等の実施)
- ⑧災害時保健医療体制の整備
 - 68 透析患者の支援体制の整備(避難行動要支援者名簿・個別計画の整備)
- ⑨建築物等の耐震対策の推進
 - *4 病院の耐震化の推進・促進

⑩通信機能の強化

69 災害時の災害拠点病院等における通信機器の確保及び EMIS (広域災害救急医療情報システム) 訓練の実施

(3) 行政機関の維持

- 体制づくりや訓練の実施等による災害対策本部・初動体制等の強化を図る。
- 受援計画や業務継続計画の策定により、早期復旧のための体制を整備する。
- 庁舎等の耐震化及び耐震化が完了した庁舎等の適正な維持管理等を推進する。

①災害対応力の強化

- 70 大規模災害発生時の業務継続計画(BCP)の策定・運用
- *29 災害時における燃料確保の推進
- 71 行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化

②防災体制の充実・強化

- *19 大規模災害発生時の初動体制(非常参集体制)の確立及び初動対応(非常参集)訓練の実施
- 72 防災体制 (災害対策本部体制等) の検証・見直し
- 73 災害対応に関する職員研修の充実・強化

74 大規模災害発生時における受援体制の構築

③地域防災力の強化

75 現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の推進

76 市町村の災害対応力の強化支援(計画等策定、訓練等への支援)

④庁舎等の耐震化

*6 庁舎等の耐震化の推進及び耐震化が完了した庁舎等の適正な維持管理等

⑤道の駅等への防災施設の整備

*31 道の駅等の防災機能の確保

⑥除排雪体制の強化

*52 除排雪体制の確立や雪に関する情報の共有・発信の強化

(4) エネルギー供給体制の強化

○ 災害による大規模停電の発生を想定し、電力供給インフラ被害の最小化に向けた平時からの取り組みや、 停電発生時における復旧作業の迅速化など、県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、電力供給体制の 強化を図る。

①電力供給体制の強化

*10 電線類地中化の推進

77 電力供給体制の強化(関係機関との連携)

②発災後のインフラ復旧対策の推進

*36 発災後のインフラ復旧体制の整備(関係機関との連携体制の構築、防災訓練の実施等)

③通信機能の強化

78 災害時電源確保対策の検討

(5) 地域交通ネットワークの維持

- 避難路・輸送路となる道路網の整備や橋梁・トンネル等の耐震化・長寿命化などにより災害時に備えた 道路ネットワークの整備を図る。また、災害時の応急対策業務の協力体制を整備する。
- 災害時の適切な交通規制実施のための緊急輸送道路の確保等に係る訓練等を実施する。

①災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

*32 大規模地震・富士山火山噴火などの発生時に避難路・輸送路となる道路網(幹線道路、生活道路、都市計画道路、高速道路、農道、林道等)の整備の推進・促進

*33 道路防災危険箇所等の解消

②インフラ等の長寿命化、耐震化

*14 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

*15 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

③災害時応急対策の推進

*37 災害時における応急対策業務の協力体制の推進(関係機関等との協定締結や訓練等の実施)

*38 道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

④道の駅等への防災拠点の施設の整備

*31 道の駅等の防災機能の確保

⑤除排雪体制の強化

*52 除排雪体制の確立や雪に関する情報の共有・発信の強化

⑥交通規制及び交通安全対策の実施等

79 実践的な交通規制訓練等の実施

(6) 防災教育・普及啓発の推進

- 災害時における相談支援体制の充実、ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知、防災教育等を通して災害に対する意識啓発や災害対応力の向上を図る。
- 防災教育の一層の充実を図るため、教育機関等との情報共有や相互連携を推進する。

①災害時相談支援体制の充実

- 80 被災者の生活再建支援の充実(住民への被災者生活再建支援制度の普及啓発)
- 81 被災者の相談体制の整備(窓口の強化やマニュアルの見直し等)や協定の締結 ※公共交通機関、道路、ライフライン、物資調達、消費者被害、DV等被害者生活相 談、放射線の影響、法律、税務及び行政書士業務等

②防災教育等による地域防災力の強化

- 82 効果的な防災教育のための教育機関等との情報共有、連携等の推進
- 83 住民の防災意識の啓発・高揚
- 84 家庭や事業所等における備蓄充実の促進
- *45 外国人住民・旅行者に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備
- 85 土砂災害防災訓練の実施

③学校における防災教育等の推進

86 公立小中学校における防災対策、児童生徒に対する出前講座などの防災教育及び安全 確保対策の推進

④ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

*48 ハザードマップ等の周知による危険情報の提供(洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ、液状化マップ、富士山火山ガイドマップ等)

*51 河川情報システム及び土砂災害等情報システムの運用・活用

(7)人材育成の推進

○ 防災対策に関する研修の開催等を通じて、地域の防災力を支える人材を育成する。

①人材育成等による地域防災力の強化

- 87 地域防災力の強化を支える人材及び防災士の育成
- 88 災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働(協定締結や研修・訓練の協働等)
- 89 ボランティアコーディネーター養成及びボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- 90 地域防災リーダー養成講座(女性向け講座含む)の開催
- 91 気象防災ワークショップの開催

Ⅱ その他の最悪の事態に係る推進計画

1 大規模災害等に伴う多数の死傷者の発生

○ 民間企業、県・市町関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化、緊急物資・燃料の確保等を推進し、防災体制の強化を図る。

①災害対応力の強化

- *64 他自治体との連携推進
- *18 災害時に備えたNPO法人や民間企業等との協定締結の推進
- ②災害時保健医療体制の整備
 - *68 透析患者の支援体制の整備(避難行動要支援者名簿・個別計画の整備)
- ③災害時応急対策の推進
 - *37 災害時における応急対策業務の協力体制の推進(関係機関等との協定締結や訓練等の実施)

④緊急物資・燃料の確保

- *29 災害時における燃料確保の推進
- *30 緊急物資の確保・供給体制の整備(調達・配送の協定の締結、救援物資の受け入れ や避難所への輸送方法等の検討)

2 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水·食料、休憩場所等の供 給不足

○ 帰宅困難者・滞留者の一時避難についての具体的な業務について整理する。また、災害時の公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等について、検討を進める。

①帰宅困難者対策等の推進

- 92 庁舎内への避難者の対応検討
- 93 帰宅困難者(住民、観光客等)対策の推進

3 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 災害発生後に感染症のまん延を防止するため、感染症等に対応した避難所運営マニュアルの作成、保健 所・医療機関等との連携等を進め、保健医療体制の整備を行う。
- 原子力発電所事故による放射線の影響に関する福島の事例等を基に、健康相談マニュアルの運用や健康 相談窓口の開設等の相談体制を整備する。

①災害時保健医療体制の整備

- 94 感染症等に対応した避難所運営マニュアルの作成
- 95 指定避難所以外の避難所の確保
- 96 保健所・医療機関等との連携(事前の対応協議、連絡体制の整備等)
- 97 感染症対策に有効な物資・資材等の準備
- 98 住民への周知及び訓練等の実施
- *81 被災者の相談体制の整備(窓口の強化やマニュアルの見直し等)や協定の締結 ※公共交通機関、道路、ライフライン、物資調達、消費者被害、DV等被害者生活 相談、放射線の影響、法律、税務及び行政書士業務等

4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 災害発生時の初動対応訓練、応急業務の協力体制の推進等による防災体制の強化を図る。
- インフラ等の耐震化を推進するとともに、災害時に備えた災害時保健医療体制の整備を図る。
- 要配慮者の避難受け入れ体制の整備等を促進するとともに、障害者に対する情報支援体制の構築を図る。

①地域防災力の強化

- *17 避難所運営マニュアルの作成及び運用(避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施を含む。)
- 99 被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備
- ②インフラ等の耐震化
 - *34 水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進
- ③建築物等の耐震対策の促進
 - *2 木造住宅等及び避難路確保のための建築物等の耐震化の促進
 - *1 公立小中学校の校舎等の耐震対策の推進及び適正な維持管理等
- ④災害時保健医療体制の整備
 - 100 災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保
 - 101 災害時における保健指導マニュアル(保健師活動マニュアル)の活用
- ⑤福祉避難所等の運営体制の充実等
 - *25 要配慮者支援マニュアル等の作成及び運用
- ⑥要配慮者等の支援体制の充実
 - *21 要配慮者等の避難場所としての高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討(協定の締結等)
 - *22 災害時の介護支援者の確保推進
 - *23 障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築
 - 102 女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進
 - *66 避難行動要支援者(要配慮者)対策訓練(避難誘導、福祉避難所の開設等)の実施

⑦災害時応急対策の推進

*20 災害時における応急仮設住宅建設、民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進 及び公営住宅や職員宿舎の空室の情報提供

5 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○ 大規模発災後のインフラ復旧のため、電気、ガス、電話等関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備、 防災訓練の実施等に取り組む。

①発災後のインフラ復旧対策の推進

*36 発災後のインフラ復旧体制の整備(関係機関との連携体制の構築、防災訓練の実施等)

6 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産

── 中小企業の災害融資制度等の周知や相談体制の充実を図る。

①中小企業に対する災害時支援制度の充実等

103 地震災害防止対策融資制度や災害融資制度等の周知及び金融相談体制の充実

7 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

○ 大災害発災後のインフラ復旧のため、電気、ガス、電話等関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備、 防災訓練の実施等に取り組む。

①発災後のインフラ復旧対策の推進

*36 発災後のインフラ復旧体制の整備(関係機関との連携体制の構築、防災訓練の実施等)

8 長期にわたる上水道等の供給停止や汚染処理施設の機能停止

- 応急復旧業務実施のための管路管理業協会との連絡体制構築、協定の随時更新、定期訓練の検討を実施 する。
- 上・下水道施設の耐震化・長寿命化、BCP 訓練、地震対策マニュアルの見直し等を行う。
- 応急給水資機材の整備を図るとともに、複数のルートによる円滑な給水応援要請・活動実施のため関係 機関との連携、調整を図る。
- 農業集落排水事業により整備した施設の耐震化対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。

①災害時応急対策の推進

104 災害時における下水道応急復旧体制の強化 (地震対策マニュアル及び下水道 BCP の作成・見直し等)

②インフラ等の長寿命化、耐震化

*34 水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進

*35 下水道施設の長寿命化・耐震化の推進

③農地の保全等による災害対策の推進

*28 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等(老朽化した農業用ため池、用排水施設等)の 整備

9 防災インフラの長期にわたる機能不全

- 砂防施設整備等の土砂災害対策を進めるとともに、既存施設の機能維持・増進を図る。
- 災害発生時の電源確保の推進、緊急対処法マニュアルの更新等による防災体制の強化を図る。

①県防災体制の充実・強化

105 災害時における道路・河川・砂防施設における緊急対処法の検討(マニュアルの作成、訓練の実施等)

②災害時応急対策の推進

106 災害時における電源確保の推進

*37 災害時における応急対策業務の協力体制の推進(関係機関等との協定締結や訓練等の実施)

③洪水被害等を防止する治水対策の推進

*47 洪水被害を防止する河川整備、河川管理施設及びダムの長寿命化の推進、雨水貯留 浸透施設の整備の推進

④土砂災害対策の推進

*27 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進、砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の 実施

10 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺

- 避難路沿道建築物の耐震化を促進する。
- 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、判定士の安定した 人員確保や技能の向上を図る。
- 上・下水道施設の耐震化・長寿命化等を行う。

①建築物等の耐震対策の推進

- *2 木造住宅等及び避難路確保のための建築物等の耐震化の促進
- 107 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施体制の強化(人員確保や講習への参加等)

②インフラ等の長寿命化、耐震化

*35 下水道施設の長寿命化・耐震化の推進

③災害時応急対策の推進

*104 災害時における下水道応急復旧体制の強化(地震対策マニュアル及び下水道 BCP の作成・見直し等)

11 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物 の流出による多数の死傷者の発生

- 老朽化した農業用水利施設や道路・河川・砂防施設について、老朽化の進行や耐震性の不足等に対応する施設の改修や補強について計画的な整備を推進する。
- 道路、河川及び砂防施設における緊急対処マニュアルの作成や緊急対処訓練を実施する。

①農地の保全等による災害対策の推進

*28 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等(老朽化した農業用ため池、用排水施設等)の 整備

②洪水被害等を防止する治水対策の推進

*47 洪水被害を防止する河川整備、河川管理施設及びダムの長寿命化の推進、雨水貯留 浸透施設の整備の推進

③土砂災害対策の推進

*27 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進、砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の 実施

④災害時応急対策の推進

*105 災害時における道路・河川・砂防施設における緊急対処法の検討(マニュアルの作成、訓練の実施等)

12 有害物質の大規模拡散・流出

○ 原子力総合防災訓練等へ職員派遣するなど、防災関係機関(職員)の資質の向上等を図る。

①原子力災害対策の推進

108 原子力災害対策の推進(浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づく受入体制の整備等)

13 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害時に発生する災害廃棄物の処理について、市町の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、計画の 実効性の向上に向けた人材育成を図る。また、廃棄物関係団体との災害時の協定締結や、連携強化のための 訓練等を行う。

①災害廃棄物処理体制の整備

109 災害廃棄物の処理体制の整備

14 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地域防災人材の育成や防災資機材等の整備、自主防災組織と連携した避難所訓練の実施などコミュニティレベルでの地域防災力強化の取り組みを促進するとともに、適切な避難対策を実施する。
- 消防団員の確保対策及び消防団の活性化対策を促進するとともに、市町の消防団活性化総合計画の見直 しや消防団の救助用資機材等を充実する。
- 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するとともに、ボランティアコーディネーター等の 資質向上、災害時の連携体制づくり、女性や要配慮者等に配慮した避難所運営についての啓発・周知等を実 施する。

①地域防災力の強化

- *87 地域防災力の強化を支える人材及び防災士の育成
- *90 地域防災リーダー養成講座(女性向け講座含む)の開催
- 110 自主防災組織の防災資機材の整備
- *88 災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働(協定締結や研修・訓練の協 働等)
- *17 避難所運営マニュアルの作成及び運用(避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施を含む。)

②消防・救急・救助体制の強化

- 111 消防団員の確保対策等による消防団の活性化
- 112 消防団の救助資機材等の整備

③福祉避難所等の運営体制の充実等

- *102 女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進
- *66 避難行動要支援者(要配慮者)対策訓練(避難誘導、福祉避難所の開設等)の実施
- *89 ボランティアコーディネーター養成及びボランティアセンター設置・運営訓練の実施

15 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

○ 有形文化財(建造物)について、耐震対策を計画的に実施する。

①建築物の耐震対策の推進

*5 有形文化財(建造物)の耐震対策の推進